

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和6年3月22日午後1時30分から令和6年第3回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第12番委員	佐藤 浩 幸
第2番委員	小野 まり子	第13番委員	佐藤 祝
第3番委員	宮本 賢	第14番委員	山路 和弘
第4番委員	倉田 和久	第15番委員	小坂 倫充
第5番委員	渡辺 好章	第16番委員	岩野 悦子
第6番委員	松本 隆	第17番委員	小嶋 教三
第7番委員	高橋 重貴	第18番委員	田口 敏
第8番委員	及川 宏和	第19番委員	高橋 正則
第9番委員	有住 寿哉	第20番委員	高橋 地成 壽
第10番委員	高橋 義隆		

2. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長補佐	高橋 真一郎
係長	藤原 一裕
主事	巴 春菜

3. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について
議案第5号	令和6年度金ヶ崎町農作業労賃標準額の決定について
議案第6号	令和6年度金ヶ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定について
議案第7号	農業委員会事務局職員の人事について

4. 本会議の書記は次のとおりである。

係長	藤原 一裕
主事	巴 春菜

- 議 長 只今から令和6年第3回金ヶ崎町農業委員会会議を開会いたします。
時間 13時30分
- 議 長 11番高橋新一委員から欠席の届出があります。
したがって、只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ヶ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には16番岩野悦子委員、17番小嶋教三委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長補佐報告を求めます。
事務局長補佐 長 【別添報告書に基づいて事務局長補佐朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 長 お諮りいたします。
職員の人事について町長から協議がありましたので、これを日程に追加し、議案第7号農業委員会事務局職員の人事についてを追加日程第1として、直ちに議題にしたいと思いますがご異議ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、追加日程第1議案第7号を最初の議題とすることに決定しました。
ただちに議案の配付をいたします。
——議案配布——
- 議 長 追加日程第1議案第7号農業委員会事務局職員の人事についてを議題とします。
事務局長補佐説明を求めます。
事務局長補佐 長 【事務局長補佐朗読説明】
説明が終わりました。
お諮りいたします。
休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。
———休憩———

議 長 休憩を解いて再開します。休憩前に引き続き会議を続けます。
人事案件でございますので、質疑・討論を省略し直ちに採決します。
議案第7号農業委員会事務局職員の人事について承諾することに賛成する委員の挙手を求めます。
———委員挙手———

議 長 挙手16人であります。
よって、本案件は承諾することに決定しました。

議 長 日程第4、報告第1号農地法第18条第6項の規定による合意解約の
通知についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事務 局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 日程第5、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議
についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。

事務 局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
ここで、番号2番の案件について7番高橋重貴委員が、農業委員会
等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
———第7番委員退席———

議 長 これより、番号2番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———

議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第1号の番号2番の案件について原案のとおり決定することに
賛成する委員の挙手を求めます。
———委員挙手———

議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
7番高橋重貴委員の入席を許します。
———第7番委員入席———

議 長 7番高橋重貴委員の案件については、原案のとおり決定しました。
ここで、退席のため暫時休憩いたします。

- 休憩———
- 議 長 休憩を解いて再開します。
(会長職務代理者) 会長が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しており、退席して
おりますので、会長職務代理者である高橋正則が会議を進めます。
休憩前に引き続き、会議を続けます。
議案第 1 号の番号 3 番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 質疑なしと認めます。
(会長職務代理者) 討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 討論なしと認めます。
(会長職務代理者) 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 1 号の番号 3 番の案件について原案のとおり決定することに
賛成する委員の挙手を求めます。
———委員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。
(会長職務代理者) よって、本案件は原案のとおり決定しました。
会長入席のため、暫時休憩いたします。
———休憩———
- 議 長 休憩を解いて再開します。
休憩前に引き続き、会議を続けます。
議案第 1 号の番号 1 番及び番号 4 番から 6 番の案件について質疑に
入ります。
質疑ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
———なしの声あり———
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請審議につい
て、許可に賛成する委員の挙手を求めます。
———委員挙手———
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は許可することに決定しました。
- 議 長 日程第 6、議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に
対する意見の決定についてを議題とします。
事務局 説明を求めます。
- 事 務 局 【事務局 朗読説明】
議 長 説明が終わりました。
つづいて、現地調査の報告を求めます。
番号 1 番の案件について 12 番佐藤浩幸委員より報告願います。

第 1 2 番 委 員

12 番佐藤です。番号 1 番の案件について、現地調査の報告をいたします。

3 月 15 日午前に、南方地区の高橋義隆委員、山路和弘委員、事務局の藤原係長と現地確認に行ってきました。

申請人の [] さんが、お子さん用の住宅を建築するため、自己所有の田を転用しようとするものです。

農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は都市計画の用途地域に指定されており、第 3 種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

一般基準についてですが、事業費については、全額金融機関からの融資により実施することを、金融機関からの融資証明書により確認しております。

現地は、西側が農地、それ以外は公衆用道路及び水路と接しておりますが、農地境界部分は、十分に整地転圧したうえで、花壇用の木製仕切りにより土砂流出を防ぐほか、雨水については、北側水路にコンクリート水路を整備し、放流する計画になっていることから、周辺農地等への影響は発生しないものと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は許可相当であると判断致しました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第 7、議案第 3 号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

ここで、利用権設定番号 12 番の案件について 8 番及川宏和委員が農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。

- 議 長 ———第 8 番委員退席———
これより、利用権設定番号 12 番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 12 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———委員挙手———
挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
8 番及川宏和委員の入席を許します。
- 議 長 ———第 8 番委員入席———
8 番及川宏和委員の案件については、原案のとおり決定しました。
続いて、利用権設定番号 13 番から 16 番及び 49 番、50 番の案件について 9 番有住寿哉委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
- 議 長 ———第 9 番委員退席———
これより、利用権設定番号 13 番から 16 番及び 49 番、50 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———
討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 13 番から 16 番及び 49 番、50 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
- 議 長 ———委員挙手———
挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
9 番有住寿哉委員の入席を許します。
- 議 長 ———第 9 番委員入席———
9 番有住寿哉委員の案件については、原案のとおり決定しました。
続いて、利用権設定番号 51 番の案件について 19 番高橋正則委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条に該当しておりますので退席を命じます。
- 議 長 ———第 19 番委員退席———
これより、利用権設定番号 51 番の案件について質疑に入ります。質疑ございませんか。
- 議 長 ———なしの声あり———

- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号 51 番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
19 番高橋正則委員の入席を許します。
——第 19 番委員入席——
- 議 長 19 番高橋正則委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、議案第 3 号の所有権移転並びに利用権設定番号 1 番から 11 番及び 17 番から 48 番、52 番から 63 番の案件について、質疑に入ります。
質疑ございませんか。
- 第 5 番 委員 5 番渡辺です。58 番から 60 番の利用権を設定する者は、亡くなられていませんか。手続上、問題ないか確認させてください。
- 議 長 お諮りします。
休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、暫時休憩いたします。
——休憩——
- 議 長 休憩を解いて再開します。
休憩前に引き続き会議を続けます。
事務局、説明を求めます。
- 事 務 局 5 番渡辺委員のご質問にお答えします。58 番から 60 番の案件について、利用権を設定する者については、先日亡くなられた方です。
議案審議については、受付締切日である 3 月 5 日の時点で受付したものを協議するものとしており、その時点ではご存命でしたので、この案件自体は有効という扱いになります。
ただし、利用権が設定された後に契約書の写しを送付しますが、万が一相続予定人の方から、契約に対する異議があれば、短期間での解約となる可能性もあります。
- 第 2 番 委員 2 番小野です。48 番の案件ですが、7 ヶ月で 2 万円の賃借料となっているようですが、売買の意向等があるのでしょうか。
- 事 務 局 2 番小野委員のご質問にお答えします。48 番の案件については、3 年前に売買することを前提とし、農業公社から一時貸付を受けてきたもので契約期間満了となりましたが、もう 1 年間貸付期間を延長したいという申し出がありました。制度上、1 年間の契約延長が可能であることから、契約延長を行うものです。その後は、購入となります。
- 議 長 その他、質疑ございませんか。
——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第3号金ケ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第8、議案第4号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定についてを議題とします。
 事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】
 説明が終わりました。
 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。
 討論に入ります。討論ございませんか。
 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。
 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
 議案第4号農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について、原案のとおり作成要請することに賛成する委員の挙手を求めます。
 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
 よって、本案は、原案のとおり農地中間管理機構に対して、促進計画の作成を要請することに決定しました。

議 長 日程第9、議案第5号令和6年度金ケ崎町農作業労賃標準額の決定についてを議題とします。
 事務局説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】
 説明が終わりましたのでこれより質疑に入ります。
 質疑ございませんか。

第15番委員 15番小坂です。乾燥調製について、飼料用米の場合は15.5%で出荷するようにと言われています。飼料用米はどのように算定したらいいのでしょうか。

事 務 局 15番小坂委員のご質問にお答えします。
 これはあくまで標準額ということで、主食用米を想定しています。これを参考に相対で価格を決めていただきたいと思います。
 改めて飼料用米に係る乾燥調製の価格提示は考えていません。

第 6 番 委 員
事 務 局

6 番松本です。粃摺りが 15.7%も値上げした理由を教えてください。

6 番松本委員のご質問にお答えします。初めに、粃乾燥の部分については、昨年から、燃料費等が値上げしているの見直しをして欲しいという声がありましたので、農協管轄が同じである奥州市と価格を合わせました。

粃摺りは昨年 380 円であり、この価格は平成 20 年から変わっていませんでした。近隣市町村を調べてみると、ほかは 400 円から 500 円であり、金ヶ崎町が一番低い単価となっていたため、見直しをしたものです。奥州市に単価を合わせると 500 円となりますが、あまりにも変動が大きすぎるので、北上市と同額の単価としました。

なお、意見交換会の際に、「奥州市並みに価格を上げる考えはあるのか」というご質問がありましたが、「現時点では価格を買える意向はありませんが、不都合等があり農家さんからご意見を頂戴すれば検討していきます」とお答えしています。

議 長

その他、質疑ありませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 5 号令和 6 年度金ヶ崎町農作業労賃標準額の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

議 長

日程第 10、議案第 6 号令和 6 年度金ヶ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局

【事務局 朗読説明】

議 長

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第 6 号令和 6 年度金ヶ崎町農業委員会の最適化活動に係る目標の設定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。

議 長 これで、本日の日程は全部終了いたしました。
令和6年第3回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。
ご苦労さまでした。

時間 15 時 10 分